平成２４年（フ）第１０１８号
埼玉県戸田市上戸田２丁目17番５号　レオパールハイツ101号室
債務者　新納　道代
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２２号
さいたま市北区日進町２丁目1688番地
債務者　東海林嘉文
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３７３号
埼玉県草加市高砂１丁目８番７―207号、旧住所東京都足立区梅島２丁目20番９―505号
債務者　高橋　朋子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３９０号
埼玉県草加市弁天２丁目31番１―302号
債務者　西谷真樹子（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３９５号
埼玉県三郷市彦成３丁目９番４―112号、旧住所埼玉県三郷市半田418番地　エフローレ新三郷216―807号
債務者　利田　徳昭
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４０３号
埼玉県春日部市谷原１丁目10番地24　アーマス21―101号
債務者　野原さやか
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
埼玉県行田市長野２丁目23番８号
債務者　渡邉　幸古
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３２７号
沖縄県那覇市三原２丁目６番18号　渡久地ビル３－Ｂ
債務者　平田喜美子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１５７号
千葉県木更津市朝日３丁目１番１号
破産者　高芳石油株式会社
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２２年（フ）第１３９６４号
東京都港区赤坂４丁目９番25号　新東洋赤坂ビル４階
破産者　株式会社ＡＲＭＯＲ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１３９６６号
東京都港区麻布十番２丁目10―１―601
破産者　岩本　陽二
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２１９２号
東京都文京区根津２丁目21―11
破産者　小松　茂生
1　決定年月日　平成24年７月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２６１８号
札幌市清田区平岡１条１丁目７番３号
破産者　敬愛自動車工業有限会社
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２３５５号
京都市下京区西七条比輪田町34番地
破産者　株式会社日光エンジニアリング
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３８５１号
兵庫県伊丹市西台１丁目１番１号
破産者　株式会社ブレス
1　決定年月日　平成24年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４８号
北海道旭川市工業団地三条１丁目２番21号
破産者　三栄リホーム株式会社
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４号
静岡県浜松市東区小池町883番地の３
破産者　株式会社カワイ電設
1　決定年月日　平成24年７月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第５６２４号
埼玉県川口市東川口５丁目19―１―203
破産者　須田麻理子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　すべての破産債権者から破産債権の届出がなく、かつ破産手続廃止の申立てもなかった。
東京地方裁判所民事第20部